

東京大学 EXPERT-GRI 推進室内規

令和7年12月23日
総長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学 EXPERT-GRI 推進室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 室は、「国際統合研究基盤（GRI）」を試行的に導入し、その実施組織として人材の受入れを円滑に行うため、グローバル卓越人材招へい研究大学強化事業（以下「EXPERT-J」という。）による教職員の招へい及び受入れに関する支援その他事業の実施に関し必要な事項を行うことを任務とする。

(組織)

第3条 室は、室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、本学の理事、副学長又は教員のうちから総長が指名する。

2 室長は、室の業務を統括する。

(副室長)

第5条 室に、副室長を置くことができる。

2 副室長は、室員のうちから室長が指名する。

3 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、EXPERT-J の助成金により雇用される教職員及びその他室長が必要と認めた教職員とする。

(事務)

第7条 室の事務は、本部関係各課及び関係部局の協力を得て、本部研究資金戦略課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和7年12月23日から実施する。